

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介護保険最新情報

今回の内容

平成26年度介護保険事務調査の集計結果について

計10枚（本紙を除く）

Vol.432

平成27年3月16日

厚生労働省老健局介護保険計画課

〔各都道府県におかれましては、貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようお願いいたします。〕

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2266）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡

平成 2 7 年 3 月 1 6 日

各都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 2 6 年度介護保険事務調査の集計結果について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 6 年度介護保険事務調査につきまして、集計作業が終了しましたので、情報提供させていただきます。

<照会先>

厚生労働省老健局

介護保険計画課計画係 林・川口

TEL03-5253-1111（内線）2266

平成26年度介護保険事務調査の集計結果について

調査時点：平成26年4月1日現在（一部の項目を除く）
 調査対象：全国1,741市町村（1,579保険者）
 ～ 回答率100% ～

保険者数の推移

| | 保険者数（市町村数） | 対前年増減 |
|-----------|--------------|--------------|
| 平成12年4月1日 | 2,901（3,252） | — |
| 平成13年4月1日 | 2,878（3,249） | △ 23（△ 3） |
| 平成14年4月1日 | 2,869（3,241） | △ 9（△ 8） |
| 平成15年4月1日 | 2,759（3,213） | △ 110（△ 28） |
| 平成16年4月1日 | 2,697（3,123） | △ 62（△ 90） |
| 平成17年4月1日 | 2,140（2,418） | △ 557（△ 705） |
| 平成18年4月1日 | 1,679（1,843） | △ 461（△ 575） |
| 平成19年4月1日 | 1,670（1,827） | △ 9（△ 16） |
| 平成20年4月1日 | 1,657（1,811） | △ 13（△ 16） |
| 平成21年4月1日 | 1,631（1,800） | △ 26（△ 11） |
| 平成22年4月1日 | 1,587（1,750） | △ 44（△ 50） |
| 平成23年4月1日 | 1,584（1,747） | △ 3（△ 3） |
| 平成24年4月1日 | 1,580（1,742） | △ 4（△ 5） |
| 平成25年4月1日 | 1,580（1,742） | 0（0） |
| 平成26年4月1日 | 1,579（1,741） | △ 1（△ 1） |

1. 保険料（65歳以上の第1号被保険者の保険料）

- 特別徴収対象者数は約2,840万人、普通徴収対象者数は約384万人。
- 平成26年6月から仮徴収額を変更した保険者数は631（40.0%）、平成26年8月から仮徴収額を変更した保険者数は720（45.6%）。
- 普通徴収における保険料の収納事務を私人委託している保険者数は661（41.9%）。
- 低所得者への単独減免を実施している保険者数は512（32.4%）であり、このうち、いわゆる3原則（※）の範囲内で行っている保険者数は481（93.9%）。

※ 保険料減免の3原則

① 「個別申請により判定」

介護保険制度においては、保険料を所得に応じて原則6段階設定とすることなどにより、所得の低い方への必要な配慮を行っているところである。こうした方法以外で、更に一定の収入以下の者について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である。

② 「減額のみ」(全額免除は行わないこと)

介護保険は、40歳以上の国民が皆で助け合う制度であり、64歳以下の現役世代がすべて保険料を支払っている中で、一部とはいえ、高齢者が保険料をまったく支払わないということは、この助け合いの精神を否定することになる。

なお、保険料の免除ではなく、制度の枠外での現金支給についても、保険料の免除と同じ結果となる措置は、実質的に助け合いの精神を否定することには変わらない。

③ 「保険料財源」(保険料減免に対する一般財源の繰入を行わないこと)

介護保険の費用は、高齢者の保険料が原則21%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれ負担割合が決められている。このうち、高齢者の保険料は、高齢者の方にも助け合いに加わっていただくために、支払っていただいているものであり、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することは、助け合いの精神を否定することになる。したがって、低所得者へ特に配慮する場合には、高齢者の保険料で負担すべきものと定められた枠の中で、被保険者の負担能力に応じた保険料額とすることにより、対応すべきである。

(参考)

| 調査時点 | 単独減免実施保険者数 (A) | うち3原則遵守保険者数 (B) | B/A |
|-----------|-------------------|--------------------|-------|
| 13年4月1日現在 | 134 | 43 | 32.1% |
| 14年4月1日現在 | 420 | 308 | 73.3% |
| 15年4月1日現在 | 695 | 622 | 89.5% |
| 16年4月1日現在 | 841 | 754 | 89.7% |
| 17年4月1日現在 | 771 | 692 | 89.8% |
| 18年4月1日現在 | 555 | 505 | 91.0% |
| 19年4月1日現在 | 551 | 501 | 90.9% |
| 20年4月1日現在 | 551 | 499 | 90.6% |
| 21年4月1日現在 | 542 | 487 | 89.9% |
| 22年4月1日現在 | 529 | 479 | 90.5% |
| 23年4月1日現在 | 520 | 473 | 91.0% |
| 24年4月1日現在 | 519 | 481 | 92.7% |
| 25年4月1日現在 | 524 | 490 | 93.5% |
| 26年4月1日現在 | 512 | 481 | 93.9% |

2. 要介護認定調査

① 新規要介護認定の調査方法とその件数

| | 実施市町村数 (重複あり) | 調査件数 (平成26年度見込み) |
|-------------------------|------------------|---------------------|
| 市町村による直接調査 | 1,720 | 172.7万件 |
| 認定調査を指定市町村 事務受託法人へ委託 | 348 | 29.4万件 |

② 更新・区分変更要介護認定の調査方法とその件数

| | 実施市町村数 (重複あり) | 調査件数 (平成26年度見込み) |
|--------------------------|------------------|---------------------|
| 市町村による直接調査 | 1,652 | 241.3万件 |
| 認定調査を指定市町村 事務受託法人へ委託 | 307 | 59.9万件 |
| 認定調査を指定居宅介護支 援事業者等へ委託 | 1,366 | 253.0万件 |

3. 事業所指定について

① 公募制の実施

| | |
|------------------|-----|
| 実施保険者数 | 384 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 162 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 342 |
| 複合型サービス | 131 |

② 介護保険法第70条第7項の規定による都道府県への協議 (平成25年4月1日から平成26年3月31日の間)

| | |
|--------|----|
| 実施保険者数 | 14 |
|--------|----|

4. 地域支援事業

任意事業の実施状況

① 家族介護支援事業

| | 実施市町村数 (重複あり) |
|------------------------------------|------------------|
| 家族介護支援事業 | 1, 577 |
| 家族介護支援事業 | 963 |
| 介護者教室 | 764 |
| 家族介護相談 | 543 |
| 認知症高齢者見守り事業 | 1,018 |
| 認知症に関する広報・啓発活動 | 879 |
| 徘徊高齢者を早期に発見できる仕組みの構築・運用 | 573 |
| 認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問 | 123 |
| 家族介護継続支援事業 | 1,396 |
| ヘルスチェック、健康相談 | 112 |
| 介護用品の支給 | 1,131 |
| 慰労金等の贈呈 | 749 |
| 交流会等の開催 | 632 |

② その他の事業

| | 実施市町村数 (重複あり) |
|-------------------------|------------------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 1, 3 0 9 |
| 後見人等の報酬への助成 | 1, 0 7 2 |
| 申立てに要する費用への助成 | 1, 0 9 1 |
| 成年後見制度の利用促進のための広報、普及活動 | 6 4 6 |
| 福祉用具・住宅改修支援事業 | 9 7 2 |
| 助言、相談、情報提供、連絡調整等 | 4 6 2 |
| 理由書作成の委託・助成 | 8 5 3 |
| 認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業 | 3 2 |
| 地域自立生活支援事業 | 7 7 0 |
| 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 | 1 9 2 |
| 介護サービスの質の向上に資する事業 | 2 7 0 |
| 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 | 2 8 9 |
| 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業 | 1 1 0 |
| 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業 | 3 2 7 |

③ その他地域支援事業

ボランティア・ポイント制度を活用した介護支援ボランティア活動の実施

| | | |
|---------------|------------|-------|
| 実施市町村数 | 2 3 5 | |
| 内 訳 (重複あり) | 介護予防事業で実施 | 1 9 8 |
| | 任意事業で実施 | 2 8 |
| | その他（一般会計等） | 2 2 |

栄養改善が必要な高齢者に対する配食・見守り事業

| | | |
|---------------|------------|--------|
| 実施市町村数 | | 1, 087 |
| 内 訳 (重複あり) | 介護予防事業で実施 | 185 |
| | 任意事業で実施 | 722 |
| | その他（一般会計等） | 349 |

5. 給付

① 保健福祉事業

第1号被保険者の保険料を財源として、被保険者等を対象に介護方法の指導等を行う事業。

| | | |
|---------------|-----------------|-------------|
| 実施保険者数 | | 214 (13.6%) |
| 内 訳 (重複あり) | 地域支援事業以外の介護予防事業 | |
| | 健康づくり教室 | 60 |
| | 介護予防教室 | 67 |
| | 介護者支援事業 | |
| | 介護者教室・相談 | 57 |
| | 家族リフレッシュ事業 | 30 |
| | 直営介護事業 | 10 |
| | 高額介護サービス費の貸付事業 | 83 |
| | その他 | 35 |

※「その他」には、配食サービスや紙おむつの支給等がある。

② 基準該当サービス

指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを保険給付の対象とするもの。

| | | |
|---------------|----------------|-------------|
| 実施保険者数 | | 289 (18.3%) |
| 内 訳 (重複あり) | 居宅介護支援 | 69 |
| | 訪問介護 | 102 |
| | 同居家族に対するヘルパー派遣 | 9 |
| | 訪問入浴 | 44 |
| | 通所介護 | 76 |
| | 福祉用具貸与 | 32 |
| | 短期入所 | 139 |
| | 介護予防居宅介護支援 | 58 |
| | 介護予防訪問介護 | 72 |
| | 同居家族に対するヘルパー派遣 | 7 |
| | 介護予防訪問入浴 | 32 |
| | 介護予防通所介護 | 71 |
| | 介護予防福祉用具貸与 | 29 |
| | 介護予防短期入所 | 95 |

③ 相当サービス

指定居宅サービスや基準該当居宅サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合に、これら以外の在宅サービス（に相当するもの）を保険給付の対象とするもの。（通所介護など）

| | |
|-------------------|----|
| 実施保険者数 | 18 |
| うち、同居家族に対するヘルパー派遣 | 0 |

④ バウチャー（利用券）

市町村が被保険者に対して事前にバウチャー（利用券）を交付し、それにより現物給付によるサービス利用を可能とするもの。

（住宅改修費、福祉用具購入費等の支給など）

| | |
|--------|----|
| 実施保険者数 | 11 |
|--------|----|

⑤ 独自の受領委任方式

保険給付について、被保険者から個別の事業者・施設に対する受領委任を認めることにより、現物給付化するもの。

| | | |
|---------------|---------------|-----|
| 採用保険者数 | 879（55.7%） | |
| 内 訳 （重複あり） | 高額介護サービス費（施設） | 198 |
| | 福祉用具購入 | 698 |
| | 住宅改修 | 826 |
| | その他 | 14 |

※「その他」の中には、特例居宅介護サービス費等がある。

6. 独自の施策

① 地域密着型サービスに係る市町村独自報酬の設定

| | | |
|---------------|------------------|----|
| 実施保険者数 | 23 | |
| 内 訳 （重複あり） | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 1 |
| | 夜間対応型訪問介護 | 3 |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 22 |
| | 複合型サービス | 2 |

② 支給限度基準額の上乗せ

厚生労働大臣が告示で定めた支給限度基準額に代えて、市町村が条例で定めることにより、その額を超える額を支給限度基準額とすること。

| | | |
|---------------|----------|---|
| 実施保険者数 | 17 | |
| 内 訳 （重複あり） | 居宅サービス区分 | 8 |
| | 福祉用具購入費 | 0 |
| | 住宅改修費 | 9 |

③ 種類支給限度基準額

居宅サービス等区分の特定のサービスが不足し、公平な利用に支障が生ずる場合に、市町村の判断で定める。対象サービスの種類ごとに居宅サービス等区分の支給限度基準額の範囲内で定められる。

| | |
|--------|---|
| 実施保険者数 | 0 |
|--------|---|

7. 利用者負担の軽減施策（実施市町村数）

| | |
|----------------|---------------|
| 障害ヘルパー利用者の軽減措置 | 655 (37.6%) |
| 社会福祉法人による軽減措置 | 1,627 (93.5%) |
| 離島等地域における軽減措置 | 152 (8.7%) |
| 中山間地域等における軽減措置 | 145 (8.3%) |
| 市町村単独の軽減措置 | 340 (19.5%) |

8. 境界層措置

①給付減額等の記載を行わない②居住費（滞在費）の負担限度額の減額③食費の負担限度額の減額④高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ⑤保険料段階の引き下げを行うことにより、生活保護を必要としない状態となる者について、①から⑤までの順に適用を行う措置

| | | |
|---------------|------------------------|-------|
| 対象者数 | 3,987 | |
| 内 訳 (重複あり) | 給付減額等の記載を行わない | 585 |
| | 居住費（滞在費）の負担限度額の減額 | 3,826 |
| | 食費の負担限度額の減額 | 2,994 |
| | 高額介護サービス費の利用者負担上限額引き下げ | 913 |
| | 保険料段階の引き下げ | 790 |

9. 第三者行為求償等

① 第三者行為求償件数

給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、その給付額を限度として被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する制度

| | | |
|---------------|-----------------|-------|
| 内 訳 (重複あり) | 国保連に処理を委託 | 2,723 |
| | 現に第三者から支払を受けている | 973 |
| | 交渉中 | 1,353 |

② 給付免責件数

第三者行為による請求権が発生した場合において被保険者が当該第三者から賠償を受けたときに、その価額の限度において保険給付を行う責めを免れる制度

| | | |
|-----|--------------|----|
| 内 訳 | 現に給付免責となっている | 68 |
| | 交渉中 | 78 |

10. 滞納処分

| | | |
|---------------|--------------|-------------|
| 実施市町村数 | | 461 (26.5%) |
| 内 訳 (重複あり) | 差押え決定人数 | 7,900 |
| | うち、滞納保険料充当人数 | 5,377 |

11. 滞納者に対する保険給付の制限

| | | |
|---------------|------------------------|--------|
| 内 訳 (重複あり) | 保険給付の償還払い化（支払い方法の変更）人数 | 2,428 |
| | 保険給付の支払の一時差止人数 | 86 |
| | 保険給付の減額等の人数 | 10,335 |